

# 宇治市にお住まいの方へ 新型コロナウイルス 支援策

情報は日々更新されています。必ず最新の情報をご確認いただきますようお願いいたします。  
また、給付や貸付などには一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

令和2年5月15日現在

## 個人事業主・中小企業 (個人の方は裏面)

### 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

**対象者** 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

**給付額** 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12か月)

**限度額** 法人：200万円、個人事業主等：100万円

お問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター

TEL. 0120-115-570 TEL. 03-6831-0613

### 京都府の支援給付金

**対象者** 次のすべての要件を満たすもの

1. 京都府内に事業所を有する中小企業・団体(範囲は別表を参照)及び個人事業主
2. 緊急事態措置を実施する以前(令和2年4月17日(金曜日)以前)に開業し、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、この施設を運営している者
3. 緊急事態措置のすべての期間(令和2年4月18日(土曜日)から令和2年5月6日(水曜日))の内、遅くとも令和2年4月25日(土曜日)午前0時から令和2年5月6日(水曜日)まで連続して、京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者 等

**給付額** 中小企業・団体：20万円、個人事業主：10万円

**受付期間** 令和2年5月7日(木曜日)から令和2年6月15日(月曜日)消印有効

お問い合わせ先 京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター

TEL. 075-706-1300 (平日9時から17時まで)

### 雇用調整助成金

新型コロナウイルスの影響により、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成。

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

**助成内容** (1)休業を実施した場合の休業手当 (2)教育訓練を実施した場合の賃金相当額 (3)出向を行った場合の出向元事業主の負担額

**対象の労働者** 雇用保険被保険者に加え、被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める

**助成率** 中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4)

**支給日数** 100日/1年 + 4/1~6/30の期間(対象労働者1人1日当たり8,330円が上限)

**緊急対応期間** 4/1~6/30まで 詳細については厚生労働省HPをご確認ください。

お問い合わせ先 京都労働局助成金センター

TEL. 075-241-3269

### 宇治市の独自支援

#### 事業者おうえん給付金

飲食業・卸売業・小売業・認定農業者等及び京都府休業要請対象事業者支援給付金の給付を受けた事業者を対象に給付金を給付。(卸売業・小売業については一部対象外あり)

**給付額** (飲食業・卸売業・小売業・認定農業者等)

●市内に1事業所 中小企業：20万円、個人事業主：10万円

●市内に複数事業所(認定農業者除く) 中小企業：40万円、個人事業主：20万円

**受付期間** 令和2年5月7日(木曜日)から令和2年6月15日(月曜日)まで

お問い合わせ先 宇治市産業振興課

TEL. 0774-39-9621

●農業者等緊急支援事業費

**助成内容** 飲食店による配送サービスの開始などの経営改善に係る補助金

●中小企業緊急支援事業費

**助成率・助成金** 小規模事業者・農林水産業者 助成率2/3 条件：20万円

●新型コロナウイルスの感染対策費

**助成内容** 市内で障害福祉事業又は介護保険事業を運営する法人の感染防止用備品等の購入助成

**助成率・助成金** 従業員 5人以下：5万円、6人以上100人以下：10万円、101人以上：15万円

京都府ホームページ  
新型コロナウイルス特設ページ  
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>



宇治NEXTホームページ  
その他にも、納税が困難な方は税務署に、社会保険料の納付猶予については健康保険協会又は組合・日本年金機構に、経営相談、資金融資等については宇治NEXTのホームページでも情報提供されています。  
<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/23990.html#3-2stepup>



# 個人の方

(個人事業主・中小企業の方は裏面)

## 特別定額給付金

宇治市から送られてくる申請書に世帯主が本人名義の金融機関の口座番号などを記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーと一緒に返送すれば、家族分の給付金がまとめて振り込まれる仕組みの予定。また、マイナンバーカードを持っている人は、オンラインでの申請も可能です。

**給付対象** すべての方に **給付額** 一律1人：10万円

お問い合わせ先 宇治市特別定額給付金専用コールセンター (5/25から開設) 平日 9時～17時  
TEL. 0120-74-0774

総務省特別定額給付金専用コールセンター  
土日祝も含め 9時～18時30分  
TEL. 0120-26-0020

## 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状態に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、家賃相当額の住居確保給付金が支給できるようになります。

**給付対象** 離職などで住居を失った、失うかもしれない方に

**給付額** 上限額 1人世帯：40,000円、2人世帯：48,000円、3人以上世帯：52,000円

お申込・お問い合わせ先 宇治市生活支援課 TEL. 0774-20-8784

## 家計支援

### 対象者 水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方に

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、料金係まで電話にてお問い合わせください。状況に応じて分納等の相談に応じます。

お問い合わせ先 営業課料金係 TEL. 0774-20-8761

### 対象者 市税の支払いが困難な方に

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市税の支払いが困難な方は分割納付、徴収猶予などができる場合があります。まずは納税課にご相談ください。

お問い合わせ先 納税課 TEL. 0774-20-8720

### 対象者 家計の維持が困難になった方に

緊急小口資金(主に休業された方向け)  
総合支援資金(主に失業された方向け)

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

お申込・お問い合わせ先 宇治市社会福祉協議会 TEL. 0774-22-5650

京都府ホームページ  
新型コロナウイルス特設ページ  
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>



宇治市ホームページ  
その他にも、子育て世帯への臨時特別給付金、心の相談窓口、公共料金などの支払い猶予などもあります。最新情報は市のホームページでもご確認ください。  
<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/corona/>



発行

自民党宇治支部

〒611-0021 京都府宇治市宇治妙案171-1

ご要望は各議員に  
ご連絡ください

安藤 裕  
中村まいこ

藤山ゆきこ  
木本 裕章

荻原 豊久  
西川 康史

堀 明人  
鈴木 崇義